

## 藤枝市 週休2日推進工事（建築工事）実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成及び確保が重要な課題となっていることに鑑み、建設現場における休日確保型工事の実施に伴い必要となる経費を適切に計上することにより、週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、その労働環境の改善を目的とする。

### （対象工事）

第2条 原則として、藤枝市が発注する全ての建築工事（建築設備工事を含む）を対象とする。ただし、次の各号に該当する工事は対象外とする。

- (1) 施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事
- (2) 発注者が対象工事に適さないと判断する工事

### （用語の定義）

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 対象期間 工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(5) 現場休息 分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

(6) 4週8休以上

ア 月単位の週休2日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）日を原則として土曜日、日曜日としない場合においては、受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ 通期の週休2日においては、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

ウ 現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

エ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

（発注）

第4条 発注方式は次の各号のいずれかの方式とする。分離発注工事の場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。なお、適用する発注方式に応じた特記仕様書（別紙1及び2）により対象工事である旨を明示する。

(1) 発注者指定型

発注者が月単位の週休2日に取り組むことを指定する工事をいう。なお、通期の週休2日に取り組むことは必須とする。

(2) 受注者希望型

受注者が対象期間開始前に発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議した上で取り組む工事をいう。なお、通期の週休2日に取り組むことは必須とする。

ただし、対象期間開始前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日に取り組みを希望しない場合を含む）は、通期の週休2日を上限として、第5条を判断する。

（費用の計上）

第5条 現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。なお、費用の補正に係る具体の積算等の方法は、藤枝市週休2日推進工事（建築工事）積算要領第2条及び第3条による。

（実施方法）

第6条 週休2日推進工事の実施方法は次の各号のとおりとする。

(1) 対象期間開始前における現場閉所（現場休息）の確認方法は、次の掲げるとおりとする。

ア 「対象期間」を受発注者間協議により設定する。

イ 受注者希望型による工事の場合は、月単位の週休2日に取り組む旨を受発注者間協議により設定する。

ウ 受注者は「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は月単位の又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。

エ 分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう「現場閉所（現場休息）予定日」を調整したうえで、実施工程表等を作成する。

(2) 対象期間中における現場閉所（現場休息）の確認方法は、次に掲げるとおりとする。

ア 受注者は、監督員が現場閉所（現場休息）の状況（実績）を確認するために、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、必要な都度、監督員に提出する。

イ 監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実  
施工程表等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認  
する。

ウ 工程計画の見直し等が生じた場合には、受注者はその都度「現場閉所（現  
場休息）予定日」を記載した実施工程表等を監督員に提出し、監督員は見直  
し後の計画を確認する。なお、分離発注工事の場合は、受注者間で調整した  
上で実施工程表を作成する。

(3) 現場閉所（現場休息）率確認時における現場閉所（現場休息）の確認方法  
は、次のとおりとする。

監督員は、前2号により確認した現場閉所（現場休息）の状況により現場  
閉所率を算出のうえ現場閉所（現場休息）率確認書（第1号様式）を作成  
し、受注者に交付する。

(4) 前3号のほか、次に掲げるものに留意するものとする。

ア 受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象  
期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

イ 受注者及び監督員は関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現  
場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、  
全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

ウ 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合  
は、その都度、監督員は受注者と協議する。

エ 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行  
うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任  
しなければならないことから、実施工程表等を受注者から受領した際に、統  
括安全衛生責任者を選任している受注者が現場閉所（現場休息）の日となる  
場合の体制について必要な調整を行う。

2 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」等に基づき、全体工期のし  
わ寄せがないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転  
調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

3 入札参加者等へ周知するために、本要領に基づく受注者の取組実施内容は、入札公告等で提示する特記仕様書に明記するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、通達の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

藤枝市 週休 2 日推進工事（建築工事）特記仕様書 [発注者指定型]

1 発注方式

本工事は、発注者が月単位の週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日推進工事（発注者指定型）である。なお、月単位の週休 2 日に取り組むことを必須とする。

2 週休 2 日の考え方

- (1) 「月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」とは、分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (6) 「4 週 8 休以上」とは、以下のとおりとする。
  - ア 月単位の週休 2 日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。
  - イ 通期の週休 2 日においては、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達する状態をいう。
  - ウ 現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。
  - エ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

3 実施方法

- (1) 対象期間開始前  
対象期間を受発注者間協議により設定する。

受注者は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得た上で週休2日に取り組むものとする。

分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように「現場閉所（現場休息）予定日」を調整した上で、実施工程表等を作成する。

#### (2) 対象期間中

受注者は、監督員が現場閉所（現場休息）の状況（実績）を確認するために、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。

工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出する。

#### (3) 現場閉所（現場休息）率の確認時

監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により対象期間内の現場閉所（現場休息）率を算出し、現場閉所（現場休息）率確認書を作成し、受注者に交付する。

### 4 工事間調整

受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

### 5 実施困難な場合の対応

受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

### 6 費用の計上

予定価格は、月単位の週休2日を前提に以下の(1)の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費。以下同じ。）を補正し作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の週休2日を満たさない場合は、以下の(2)の補正係数に変更し、通期の週休2日に満たない場合は補正係数を除き、請負代金額のうち労務費補正分の差額を減額変更する。

(1) 月単位の週休2日 補正係数 1.04

(2) 通期の週休2日 補正係数 1.02

藤枝市 週休 2 日推進工事（建築工事）特記仕様書 [受注者希望型]

1 発注方式

本工事は、受注者が対象期間開始前に発注者に対して月単位の週休 2 日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休 2 日推進工事（受注者希望型）である。なお、通期の週休 2 日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。

2 週休 2 日の考え方

- (1) 「月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「通期の週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」とは、分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて 1 日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (6) 「4 週 8 休以上」とは、以下のとおりとする。

ア 月単位の週休 2 日においては、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が 28.

5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、土曜日、日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日、日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

イ 通期の週休 2 日においては、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5%（8 日 / 28 日）以上の水準に達する状態をいう。

ウ 現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

エ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

3 実施方法

- (1) 対象期間開始前

対象期間を受発注者間協議により設定する。

受注者は、「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得た上で週休2日に取り組むものとする。

分離発注工事の場合は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないように「現場閉所（現場休息）予定日」を調整した上で、実施工程表等を作成する。

#### (2) 対象期間中

受注者は、監督員が現場閉所（現場休息）の状況（実績）を確認するために、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し、必要な都度、監督員に提出するものとする。

工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出する。

#### (3) 現場閉所（現場休息）率の確認時

監督員は、受注者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により対象期間内の現場閉所（現場休息）率を算出し、現場閉所（現場休息）率確認書を作成し、受注者に交付する。

### 4 工事間調整

受注者は監督員、関連工事受注者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施する。

### 5 実施困難な場合の対応

受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に受発注者間協議を行うこととする。

### 6 費用の計上

予定価格は、月単位の週休2日4週8休以上を前提に以下の(1)の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費。以下同じ。）を補正し作成している。

発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の週休2日を満たさない場合は以下の(2)の補正係数に変更し、通期の週休2日に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち補正係数分を減額変更する。

また、対象期間開始前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかった場合（受注者が月単位の週休2日の取組みを希望しない場合を含む）は、適切な時期に以下の(2)の補正係数に変更する。なお、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認した結果、通期の週休2日に満たない場合は補正係数を除き、請負代金額のうち、労務補正分の差額を減額変更する。

(1) 月単位の週休2日 補正係数 1.04

(2) 通期の週休2日 補正係数 1.02

第 1 号様式（第 5 条関係）

現場閉所（現場休息）率確認書

建設工事名		
発注方式	発注者指定型／受注者希望型	
取組レベル	月単位の週休 2 日／通期の週休 2 日	
対象期間	年 月 日～ 年 月 日	
通期の週休 2 日の実施結果	対象期間日数	日
	現場閉所（現場休息）日数	日
	現場閉所（現場休息）率	. %
月単位の週休 2 日の実施結果	対象月数	月
	週休 2 日実施月数	月
週休 2 日実施状況の判定	月単位の週休 2 日／通期の週休 2 日／未実施	

「藤枝市週休 2 日推進工事（建築工事）実施要領」に基づき、上記のとおり現場閉所率（現場休息）を確認しました。

年 月 日

総括監督員

部 課